

## 魚津市告示第196号

魚津市民バス広告掲載基準を次のように定める。

令和3年8月26日

魚津市長 村椿 晃

### 魚津市民バス広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、魚津市民バスに広告を掲載することに関し、魚津市広告掲載要綱（平成19年魚津市告示第17号。以下「要綱」という。）及び魚津市広告掲載基準（平成19年魚津市告示第18号。以下「掲載基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 要綱第5条に定める広告媒体の種類は、魚津市民バスの車内広告（以下「車内広告」という。）及び車体広告（以下「車体広告」という。）とする。

(広告掲載の基準)

第3条 車体広告は、要綱第4条及び掲載基準第5条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

(1) 自動車等の運転者の誤認を招くおそれがあるもの

ア 光、蛍光、反射効果等を有する材料を使用するもの

イ テールランプの色や配置と紛らわしいもの

ウ 信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの

(2) 自動車等の運転者の注意力を散漫にするおそれのあるもの

ア ストーリー性のあるもの

イ 一定時間読ませることを目的としたもの

(3) 魚津市民バスの識別性の低下を招くおそれのあるもの

ア 他の路線バス等と混同するデザインであるもの

イ 法令等に基づく行き先、運行系統等の表示が明確に識別できないもの

ウ 緊急自動車と誤認するおそれがあるもの

(車体広告への掲載方法)

第4条 車体広告の掲載方法は、ラッピングフィルムで剥離が可能なものを

車体に貼り付けるものとし、車体への塗装、マグネット及びプレート状のものの貼り付け並びに枠組みのねじ止め等を行わないものとする。

(広告料等)

第5条 車内広告の広告料、掲載場所、規格、期間等については、別表第1のとおりとする。

2 車体広告の広告料、掲載場所、規格、期間等については、別表第2のとおりとする。

3 市が直接広告を掲載するときは、広告料を徴収しないことができる。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集方法は、広報うおづ、市ホームページ等で行うものとする。

2 1の広告枠に複数の申込みがあった場合は、抽選とする。

(広告の掲載及び撤去)

第7条 広告の掲載及び撤去の作業については、市と要綱第7条の規定により広告掲載を承認された者が事前に協議し、行わなければならない。

(その他)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第5条関係）

掲載場所	規格	期間	広告料	対象
液晶ポスター	1件20秒以内 静止画又は動画	1月を単位とし、12月を限度とする。	1ルートにつき5,000円/月	市街地巡回ルート（東・西）
座席シート裏	A4	1月を単位とし、12月を限度とする。	1枚につき1,000円/月	全ルート

別表第2（第5条関係）

掲載場所	規格	期間	広告料	対象
助手席側（歩道側）側面前方	幅140cm×高さ95cm以内	1年	72,000円	市街地巡回ルート（東・西）
助手席側（歩道側）側面後方	幅100cm×高さ95cm以内	1年	72,000円	市街地巡回ルート（東・西）
運転席側（対向車側）側面前方	幅110cm×高さ100cm以内	1年	72,000円	市街地巡回ルート（東・西）
運転席側（対向車側）側面後方	幅130cm×高さ100cm以内	1年	72,000円	市街地巡回ルート（東・西）
車体後方（ナンバープレート横）	幅45cm×高さ40cm以内	1年	60,000円	市街地巡回ルート（東・西）